

平成26年 4 月21日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 星 吉 寛

### 総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

### 記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼市乗合タクシーの現状と課題について  
(2) 電話催告業務委託について  
(3) 魚沼市小出郷文化会館の現状と課題について  
(4) その他
- 2 調査の経過 4 月 21 日に委員会を開催し、上記案件について調査を行った。  
魚沼市乗合タクシーの現状と課題について、電話催告業務委託について及び魚沼市小出郷文化会館の現状と課題について執行部より説明を受け質疑を行った。  
その他で、地域おこし協力隊について執行部より説明を受け質疑を行った。

## 総務委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 魚沼市乗合タクシーの現状と課題について
- (2) 電話催告業務委託について
- (3) 魚沼市小出郷文化会館の現状と課題について
- (4) その他

2 日 時 平成 26 年 4 月 21 日 午後 3 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、  
星野武男、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 酒井企画政策課長、佐藤税務課長、星市民課長、青山北部振興事務所長、  
星まちづくり室副参事

7 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

### 8 経 過

開 会 (14 : 57)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それではこれより議事に入ります。

#### (1) 魚沼市乗合タクシーの現状と課題について

星委員長 日程第 1、魚沼市乗合タクシーの現状と課題についてを議題とします。資料が提出されておりますので説明を求めます。

酒井企画政策課長 お手元に企画政策課からの総務委員会資料ということで提出させていただきましたのでご覧いただきたいと思います。内容につきましては、1、乗合タクシー乗車人数比較ということで、今期 3 月分までまとめましたので報告させていただきます。2 としまして平成 25 年度乗合タクシー運行状況について路線ごとの状況について説明させていただきます。3、J R 小出駅前への乗合タクシー看板設置ということで昨年の総務委員会の現地視察で指摘されました事項でございましたので、これについては解決したと

いうことで報告させていただきたいと思います。4、免許証自主返納者に対する乗合タクシー等共通回数券無料交付の優遇措置についてということで、枚数の拡大と使用範囲拡大ということで説明させていただきます。それから5、新道島乗合タクシーをこまみ交流センター経由に変更するのでこれも拡大します。それから6、大白川から穴沢線の1便を、JR只見線と接続可能になるようにと指摘がありましたが、これもそのように検討したので報告させていただきます。資料がたくさんありますが内容につきましては、まちづくり室交通対策係の星係長から説明させますのでよろしくお願いします。

星まちづくり室副参事 （資料「魚沼市総務委員会資料」により説明）

星委員長 質疑はありませんか。特に今ほど説明にもあったわけですけど我々二組に分かれてそれぞれ乗合タクシーに乗って、いくつかの要請を出した経過であります、ほとんどそれは対応していただいたということでもあります。その辺も頭に置きながら、皆さんからご意見をいただきたいと思います。特に高齢者がまだまだ増えます。大切な事業でありますので活発な質疑をお願いしたいと思います。

岩井委員 一つお伺いしたいのですが、10ページの写真なんです、乗合タクシーの乗り場というのは一般タクシーの後ろというふうに考えていいんですか。

星まちづくり室副参事 はい、そうです。

岩井委員 前が一般タクシーでよろしいですか。

星まちづくり室副参事 正面を出たばかりのところに必ずつけさせてもらうので。

星委員長 ほかにありませんか。

星野委員 11ページの免許返納者の乗合タクシー回数券交付関係なんですけれども、これについては返した年1年だけ1回ということでしょうか。

酒井企画政策課長 免許返納者については返した年1回限りですがもらった券に関してはいつでも使えます。

星委員長 ほかにありませんか。

高野委員 小出地区は停留所方式なんです、ドア・ツー・ドアとかの要求とかというのは出ていませんか。

酒井企画政策課長 今のところそのような話は出ておりません。

星委員長 ほかにありませんか。ないようではありますが、我々の意見を相当取り入れていただいて改善されております。ただ先ほど言いましたように、高齢者が増えますのでこれからも当委員会としては、重要課題として取り組みをさせていただきたいと思います。日程第1、魚沼市乗合タクシーの現状と課題については以上とさせていただきます。

## **（2）電話催告業務委託について**

星委員長 次に日程第2、電話催告業務委託についてを議題とします。資料が提出されますので、説明を求めます。

佐藤税務課長 資料につきましてはN o 1とN o 2をご用意させていただきました。今年から電話催告業務につきまして新たに業務を委託していこうということで予算計上したわけでございます。まずその背景について若干口頭で説明させていただきます。平成24年

度決算におきまして県民税も含めた住民税それから固定資産税、軽自動車税、国保税の滞納額は約 5 億円でした。納税義務者は約 1,700 名となっております。その中で滞納額が 10 万円以上の方が 800 人余りということで困難事案が多く存在しているということでございます。初期滞納対策を徹底しながら長期滞納者の発生を防止するとともに職員を困難事案対策にシフトさせ、徴収率の向上と不納欠損額の圧縮、更に一般財源額の確保を図っていききたいということでございます。皆さんに配布させていただきました資料 No. 1 の裏面をご覧くださいと思います。まず中段の滞納繰越分の調定額をご覧ください。二重線で囲ってある小さい枠でございますが、市税の平成 24 年の決算調定額でございますが、滞納繰越分が 2 億 5 千 4 百余りと、それから下の欄が国保税でございますが、2 億 1 千 9 百万を合わせますとおよそ 4 億 7 千万、そのほかにここにはございませんが、保育料で約 3 千万くらいということでざっと 5 億ということでございますので、その辺を含んでおいていただきたいと思います。資料は準備しておりませんでしたが、平成 24 年度督促状の発行件数は市税概要の 23 ページに記載がございますが、市税と国保税で約 2 万件でございます。それから督促ではなくて催告事務でございますけれど、今まで職員直営によります電話催告につきましては、平成 25 年度につきましては 9 月から 10 月にかけて、約 9 百件余りを電話催告してございます。また催告状の発送でございますけれど、現年度末の滞納繰越分を 4 月に約 1 千件、発送しましたし、現年分は会計閉鎖期の前、5 月上旬に発送したいというふうに考えております。それから困難事案処理の職員のシフトでございますけれど、滞納処分の件数でございますが、24 年度 98 件、25 年度は 80 件余りでございます。24 年度につきましては換価金額が約 600 万、それから今年度につきましては約 1,000 万ということでございます。次に委託の内容でございますが、市民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税、保育料、国保税の現年分ということで、5 つの項目につきまして 10 回、1 回につき約 800 件をお願いしたいというふうに思っております。委託の費用でございますけれど、予算での説明のとおり外部委託で約 970 万円、システム改修で約 200 万円、合計 1,170 万円という予算を見込んでいるわけでございます。その効果といたしまして、今ほど申しました分で 1,200 万円の経費をかけるわけでございますが、増収分といたしまして 1,700 万円程度を見込んでいるということでございます。現年分の滞納額を減らすとともに約 5 億円にのぼる滞納繰越額の圧縮に努めたいというふうに思っております。また職員の業務を困難事案対策にシフトさせながら、悪質な滞納者への対応や税負担の公平性を、確保できるのではなかろうかというふうに考えております。それから皆さんも心配されているんじゃないかなと思いますが、委託業者への守秘義務というところでございます。私ども公務員につきましては、地方税法第 22 条と地方公務員法第 34 条によりまして、守秘義務を負っているわけでございますが、委託しようという業者につきましても、I SMS 承認の規格に適合したり、プライバシーマークを有するという入札参加資格要件を示させていただいているところでございます。この I SMS 認証は聞きなれないかと思いますが、不正アクセスやコンピューターウイルスによる被害及び内部不正者や外注業者に不正アクセスやコンピューターウイルス等々、セキュリティーをきちんと図っている業者に限りますということですし、プライバシーマークといいますと、個人情報保護に対して一定の要件を満たした業者に対して一般財団法人日本情報経済社

会推進協会による使用を認められている登録商標ということで一定の情報をきちんと管理できる業者ということで入札資格要件を示しているわけでございます。そして最後に皆さんにもう一つの資料No 2ということで個人情報の取り扱いに関する特記仕様書案でございますが、その業者と契約する場合におきまして、この特記仕様書にしたがってこの事業を請けていただくということでございます。その第1条に法令等の遵守ということで地方税法、それから魚沼市個人情報保護条例、魚沼市情報セキュリティ基本方針を遵守しなさいということで第1条に規定しているわけでございます。第2条では責任体制の整備等々、それから第5条につきましては事業従事者の教育を実施しなさいといったこと等々を規定しているわけでございます。次のページにつきましても守秘義務をちゃんと遵守しなさい等々と、その業者につきましては情報の管理をきっちりしなさいということで、このように特記仕様書をつくらせていただいて、委託したいということでございます。ということで守秘義務を徹底しながら、現年分に限って督促をしていくというところなんです。以上で簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

星委員長　質疑はありませんか。この件につきましては我々26年度の予算書で初めて分かったという現状だと思いますので、十分皆さんから内容を良く理解していただいて、慎重に取り組んでいかなければと思いますので、全員の皆さんから意見をいただければありがたいです。

大平委員　最後に言っていた現年度分に関して督促というのは、前年度は関係ないんですか。

佐藤税務課長　滞納繰越分は委託しません。26年度分新たに課税した分に限るということでございます。

大平委員　督促に関しては課税するわけでしょう。委託しないで市で徴収する場合。

佐藤税務課長　滞納繰越分につきまして、過去の分につきましては今年度でいいますと、25年度課税以前の分につきましては職員が直営で行います。

大平委員　わかりました。もう一つ。厳格に徴収する方法としては市で考えているんでしょうか。

佐藤税務課長　まずは財産調査をさせていただきます。財産とは預金だとか、給料をどのくらいもらっているだとか、不動産や動産がどれだけあるとか、調査をしながら差し押さえはどこまでできるとか、そういったところを調査しながら差し押さえるべき物があれば差し押さえて、現金化していくということでございます。

大平委員　そうではなくて、今までやってきた方法の他に、もっと良い方法があるのだというふうに聞こえたのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

佐藤税務課長　なかなかいい方法はありません。生活に直結するような部分につきましては差し押さえもできないわけでございますので肅々と財産調査しながら進めて行くという作業になります。

大平委員　わかりました。例えば優しい人を担当にするとか、信頼関係をもって話し合いをするとか、何か別の方法でやったらいいと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤税務課長　ご指摘のとおりで、決して税務課の職員は権力をかさにきて一方的にやるんじゃないくて、信頼関係が一番大事だと考えております。同じ1万円であっても気持ちよく納税する場合と嫌々納付する場合があるかと思いますが、喜んで納税いただけるような、

滞納繰越に関わらず、常にそのような気持ちで取り組んでまいりたいと考えております。

大屋委員 先ほど話があった約 800 件ほど 26 年度は行う予定だという話がありましたけれど、その前に預金、給与、土地、車、その他財産を調べてその中で、払えそうなのに払えないという方に対して督促なり電話業務なりを依頼すると思うんですけど、そうですか。

佐藤税務課長 はい。あくまでも電話催告につきましては現年分ですので、例えば 6 月分から始まるわけなんですけれど、6 月に入らなかったら、6 月分だけと。年 10 回お願いしようということにしておりますけれど。

大屋委員 ということは業者に伝える情報というのは、住所、名前、電話番号、期別の金額、ほかには。

佐藤税務課長 国民健康保険税であると 10 期になりますけれど、他の税ですと 8 期ですので、6 月から始まるわけなんですけど、その 26 年度に課税した分のみになりますので、当年度課税分だけでございますので、例えば A さんが過去に滞納繰越分が 25 年度以前分があっても、それは業者にはお願いしません。あくまでも現年分だけです。

大屋委員 そうしますと先ほど言った住所・名前とか、国保であれば 10 回分の月別の金額こういったものを、業者に伝えたと、そういうことですね。滞納があった時点で電話催告をするということですね。普通だと個人に来るのは財産に基づいてあなたの今年の納税はこれだけですと、いう通知が来ますよね。

佐藤税務課長 年度当初に国保税も全ての税額が通知書で連絡行くかと思えます。それで 6 月第 1 期にいくら、7 月第 2 期にいくらとご案内するわけです。そして直接納付なり口座振替をするわけですが、それが約束どおりに納めていただけなかった分について業者に委託することになります。電話で催促して早く納付いただくように、滞納者に連絡するという内容です。

大屋委員 もう一回確認ですが、そうすると業者に渡す情報としては、その人の納税状況だけということですね。

佐藤税務課長 そのとおりです。余計な情報は出しません。

大屋委員 わかりました。

星委員長 ほかにありませんか。

高野委員 確認ですけど、6 月期からどのくらい納めてくださいという 1 年分の振込み用紙が来ますよね、そして前年度分で納税されていない部分について納税してくださいということで、実施をすると。それを 10 回やるというイメージでよいでしょうか。

佐藤税務課長 そのとおりです。

高野委員 それでだいたいどのくらいの回収を見込んでいますか。

佐藤税務課長 一応先ほど申しましたとおり市民税の普通徴収分等々で 5 つの税目をみているわけですが、1,700 万円の増収を見込んでいます。

高野委員 もとは 500 万取れるというような、そういった感じになるということでしょうか。

佐藤税務課長 翌年度以降になりますと、初期投資分がなくなりますので、もっと効率がよくなると考えております。

高野委員 職員の業務が浮いた部分で、長年未徴収の分に力を入れたいという趣旨でしょうか。

佐藤税務課長 そのとおりでございます。先ほども申しましたとおり、滞納繰越分の件数も多いので今ご指摘のとおり難しい案件について職員の方で精査しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

大平委員 滞納は市全体の何パーセントくらいになっていますか。

佐藤税務課長 冒頭に申しましたとおりデータがここにある資料とは違っておるのですが、県民税を含む住民税、それから固定資産税、軽自動車税、国保税でございますけれど、その税目の滞納額が 10 万円以上の方が 800 人以上います。市民税の納税義務者が約 18,300 人程度でございます。現年分を見てみますと、市税の現年分ですと、資料に現年分の計がございますが、徴収率 B という欄がございますけれど、徴収率 98.46 パーセントということで現年分については、およそ 98.5 パーセントということで 100 人のうち 1.5 人の方が現年分については納めていただいていないということです。

大平委員 計算してみるとパーセントが合わないのではないのでしょうか。

佐藤税務課長 これについては違うデータで申しましたので合っていません。

大平委員 長い人で何年くらい滞納しているのでしょうか。

佐藤税務課長 時効になるのが 5 年です。そこで差し押さえ等をして時効を延ばしたりするのですが、古いもので平成 11、12 年に差し押さえて時効を延ばしているというものもございます。

大平委員 時効を延ばすのを別に差し押さえじゃなくてできるのではないのですか。

佐藤税務課長 本人が納めるといふ、納税の意思を示していただければ時効は一旦中断してまた 5 年延びるということになります。

星委員長 しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (15 : 48)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15 : 58)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。

星野委員 これについては具体的には委託先というのは個人を相手にするのか、業者を相手にするのか、その辺いかがですか。

佐藤税務課長 冒頭でも申しましたとおり、個人ではございません。一般競争入札を予定してございますが、その条件等も示しながら入札を行いたいというふうに考えております。

星野委員 確認なんですけど、当然業務については役所内ではなくて会社の方でやるということの良いですね。

佐藤税務課長 コールセンターという事務所なんですけど、役所の中ではございません。県内かなというふうに見込んでおります。

星野委員 市内にはそういう業者はいないということでしょうか。

佐藤税務課長 一般競争入札なんですけど、今まで見積もりをいただいた業者は市内ではござ

いません。

星委員長　しばらくの間休憩いたします。

休　　憩（16：00）

再　　開（16：10）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。

### （３）魚沼市小出郷文化会館の現状と課題について

星委員長　日程第３、魚沼市小出郷文化会館の現状と課題についてを議題とします。資料が提出されておりますので説明を求めます。

星市民課長　（資料「魚沼市議会総務委員会　説明資料（市民課）」により説明）

星委員長　担当課長の方から民間委託基本計画案、この市民意見交換会について、あるいはアンケート検証報告の説明があったわけですが、疑問、多くの課題等が出ております。皆さんから質疑、意見をいただきたいと思います。

大平委員　先ほど職員の数を減らしていると聞きましたが、人件費は金額にしてどのくらいになったんでしょうか。

星市民課長　資料を持ち合わせておりませんので、調べて後でお答えしたいと思います。

高野委員　この民間委託ということなんですけれど、なかなか受け手を含めて、かなり難しいのではないのかと思うのですが、市民の意見のまとめ方も含めて、非常に急ぐなというのと大丈夫かというのと、結構意見があるみたいなんですけど、その辺どんな見通しで予定どおりいきそうな感じなんですか。

星市民課長　基本計画案の中では、市民が主体となって財団法人を設立して、ということで方向性が出ております。今後の進め方としては市が主体になって財団法人をつくっては、その方針がかなえられませんので、それまでのお手伝いをする、それから財団法人をつくろうという時のお手伝いをするという考え方でおります。具体的には今後指定管理を出すための実施計画を検討して策定いたします。実施計画の中では例えば財団での指定管理の期間ですとか、何を指定管理に出すとか、そういったものをうたい込んでいきますが、その計画を立てる段階において、市民の皆様からお集まりいただいてワークショップ的なものを開催し、気持ちを醸成させていくというのも一つの手法として考えております。またこれまで文化会館立ち上げからいろいろ関わっていただいた方々がありますが、そういった方たちへの働きかけというのも必要ではないかというふうに思っております。行革の実施計画で平成27年4月という期限はございますが、そうすると今年の10月ぐらいまでに指定管理の審査会を受けなければいけないということで、時間的にはとてもそれに合うよう市民の皆さんにまとめていただくのは無理だというふうに考えております。

星委員長　高野委員よろしいですか。

高野委員　なかなか難しいですね。

大平委員 指定管理に出した場合、目標というか、市が費用をどれだけ負担するようになるのか。

星市民課長 金額についても今後の実施計画の中である程度めどを立てていくことになります。それから委託する場合において文化会館を安全に市民の皆様からお使いいただくために必要な施設を維持するための金額、それからその施設を維持するために必要な人員等々の費用それらを積算した中で、指定管理団体と協議した中で金額を決めていきたいというふうに考えております。ただ民間で管理をするということになりますと、これまで私どもが業者に委託していた内容とまた別の手法が考えられるのではないかと、指定管理に出すにはそういった期待もございます。具体的な金額についてはこれから計算をしていくという形になります。

大平委員 ある程度具体的な策があって始めていると私は思っていたんですが、何かないですか。

星市民課長 基本計画案の中にこれまで必要とされてきた金額については、うたわれております。皆さん今日はお持ちじゃないと思うんですけど、基本計画案の7ページに会館の管理運営にかかる費用が25年度で5,795万円ということであってあります。この金額は大平委員もおっしゃられる人件費は別でございます。人件費、職員の給料分でございますけど、こちらが4,000から5,000万くらいはかかっているということでございます。今後、財団法人に委託した中で、財団法人がどのような理事とか委員とかの構成にするかによって変わってまいります。例えば文化会館の館長をどういう形で置くのか、理事長が兼務をし、幾らくらいの理事の報酬を受けるのか、そういったものによって変わってくるものと思います。財団法人がどのような考えによっていくのかによってまた変わってくるかと思えます。ただ私どもが指定管理に出す段階で先ほどから申し上げております会館を安全に使うために、例えば、照明器具等による公共ホールでの死亡事故等が毎年1件くらいずつあるそうです。そういったことが起きてはいけない。そのために必要な人員を確保する。それから、実際に会館を使っている方が使っている途中で、マイクがハウリングをおこしたとか、音が途切れたとか、そういった事故があってははいけない。そのために専門的な人間を配置しなければいけない。そういったものも仕様書の中にうたい込むつもりでおります。ある程度の一定水準を確保した中で指定管理を受けていただくというようなことで仕様書の方を作成してまいりたいということでございます。

大平委員 これからしっかりと早めにやっていただきたいと思えます。

大屋委員 私は逆にあんまり急いでやらないで十分に検討してやるべきだと思います。経済的な面だけで文化というものは成り立たない部分も結構ありますので。それともう一つはやっぱり財団をつくるにあたって、当然そうなれば、そこが指定管理ということになりますと、財団の長、館長が誰になるかによってですが、通常民間の場合は、自分たちがいろいろな会館を運営した費用、料金ですね、こういったもので本来であれば賄っていると、おそらくそれがなかなかできないと思うんですよね。そのためにおそらく市のほうで協議をして、どれくらいというふうな形でやって行くと思うんですけど、そこ辺のすりあわせを含めた形、もう一つはさっき言った魚沼文化自由大楽実行委員会、これが主に、いろいろな子供たちや、いろいろな催しを企画してやっていたことと新しくできる財団との関

係、それと市の関係などいろいろやっぱり検討していかなければならないことがいっぱいあるのだと私は思います。そういう点ではあんまり急ぎすぎて、ちょっと貧弱なものをつくってしまうと、今まで積み上げてきたものが、駄目になるということもあり得ますから、そこは慎重にやっていただきたいと思います。

星市民課長　大屋委員から先ほどお話がありましたように、市長の方からも拙速に過ぎないようにということで指示は受けております。魚沼文化自由大楽実行委員の皆様には財団設立のあかつきには、事業自体の移行ができないだろうかということで、予備提起の方もさせていただいているところでございます。慎重に進めていく部分、それから財団の目という部分では急がなければいけない部分もあると思います。そういった部分を見極めながら、拙速に過ぎないように進めて参りたいと思います。

星委員長　ほかにありませんか。

岩井委員　財団をつくる場合にあくまでもそれが市内の人でつくるのですか、それとも市外でも可能でしょうか。

星市民課長　市民の皆さんに説明したとき、財団はどのようにすればできるかというようなことでお話はさせていただきました。一般財団法人でございますが、ざっくり申し上げまして、事業目的に一般財団法人の場合には広域性がなくてもよろしい、それから財産の拠出は300万円以上あれば良い、登記申請だけで、誰でも設立ができます、定款が必要です、理事は3人以上必要です、監事は1人以上です、評議委員は3人以上ですというしりがございますが、それ以外はフリーです。ただし、魚沼市の文化会館を管理するということであれば、市民の皆様が主体になっているとわざわざうたっているということは、市民の皆様から深く関わっているという願いを込めているということです。全く関係のない例えば市外のいろいろなホールを管理している業者というような方が乗り出してくるということは考えられますが、その際は市民の皆様がつくった財団の方に委託をしたい。もしくは市民の皆様から財団という形にならなかった場合にも、そういった業者さんの方に市民の皆様から深く関わっていただくということが必要になるのではないかと考えております。

星委員長　しばらくの間休憩いたします。

休　　憩（16：38）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（16：43）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。ほかにありませんか。

星野委員　南魚沼市の財団についてどのような形でやっているのかお聞かせいただけますか。

星市民課長　南魚沼市は財団法人が指定管理団体として南魚沼市の文化会館、それからスポーツ施設、そういったものを受けております。職員は建物の維持管理をするだけで例えば

南魚沼市で著名な音楽家が来て演奏をする例がございますが、これはいわゆる貸館というものでございます。企画をするところが南魚沼市の文化会館を借りて、自分たちで一切合切やるということで、南魚沼市の自主事業といわれるものの予算は無いということだそうです。指定管理団体もそういった企画を行えるような人はいないということで魚沼市とはだいぶ様相が違うと思います。

星野委員 それはいつごろからそのような形でやっているのか、もちろん地元で設立したのだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

星市民課長 いつごろからかの資料を持ち合わせておりません。調べて後でお答えしたいと思います。南魚沼市の市民の皆様がどう考えているのかにつきましても、資料を持ち合わせていません。

星野委員 スポーツ施設というものはどんなものを行っているのか、もしわかったら教えてください。

星市民課長 南魚沼市の体育館、プール等がこれにあたるのかと思います。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については以上にしたいと思います。

#### (4) その他

星委員長 日程第4、その他を議題とします。まず、地域おこし協力隊について資料の提出がありますので、説明を求めます。

青山北部振興事務所長 (資料「地域おこし協力隊」の導入について)により説明)

星委員長 質疑はありませんか。

下村委員 大白川、横根地区など、この連携はどのような形にするのでしょうか。

青山北部振興事務所長 各集落ごとに活動内容が違いますので、各地域での活動内容に添ってやっていただきますが、その後の連携というのは、隊員の連携ということでよろしいでしょうか。

下村委員 都会から来た協力隊の方々には各地域でそれぞれ活動をはじめてから悩みや苦労もあると思うので、どこかで一緒に販売していくとかそういった形で連携していったらいかがかと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

青山北部振興事務所長 ある程度自分たちのやろうという活動が軌道にのってきた段階では、連携を取る必要がある部分については、その橋渡しを私たちは考えておりますので、その時期が来たら、やりたいというふうに考えております。

下村委員 十日町市にもそういった協力隊があります。そういう人たちとも連携をとって、地区で特産品を育てて、例えばどこかで直売をしてみるとか。特産品を育て、集落を一生懸命まわすことによって、経済循環になってみんな喜ぶし、子供が来れば地域が明るくなる、そういったことも考えながら、行政が入って行って良い方向に向かうように配慮してほしいと思います。

青山北部振興事務所長 他町村の隊員との連携もする予定ですし、全国的な研修やサミットのなものにも当然参加して、連携を取っていくということになると思います。行政との連携につきましても委員のおっしゃるとおりの部分もありますし、逆に私どもが手を出し過

ぎるとせっかくの隊員の良さを消してしまうようなことがあってはなりませんので、その辺を見極めながら、うまく連携をとって、お互いに良い形で進めていきたいと思っております。

下村委員　今の事務所長の考えでお願いしたいと思います。

星委員長　しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（16：53）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（16：55）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。ほかに皆さんから質疑ありませんか。（なし）本件については以上とさせていただきます。しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（16：56）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（16：59）

星委員長　休憩を解き会議を再開いたします。このほか執行部から報告事項等はありませんか。（なし）委員の皆さんからご意見、協議等はありませんか。（なし）これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（17：00）